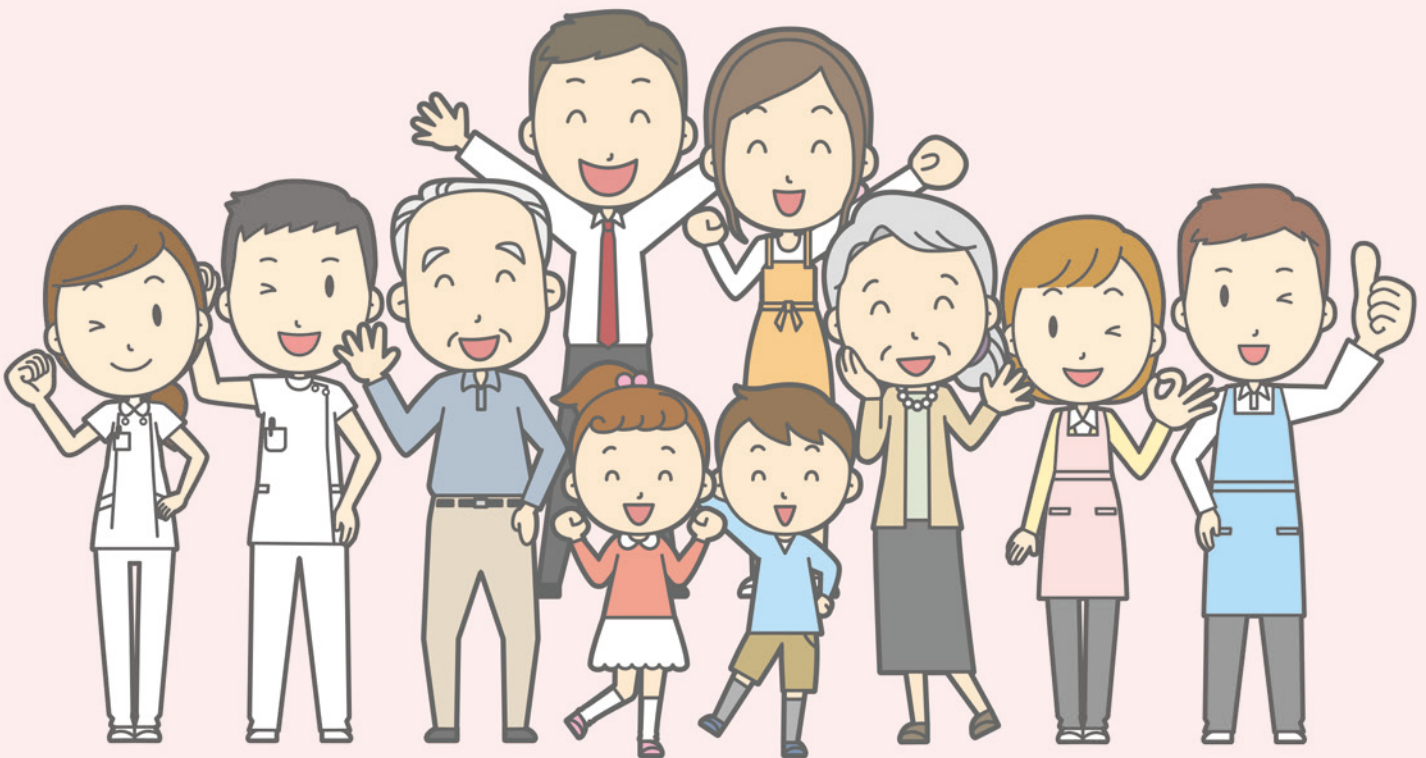


健康で安心していつまでも  
地域で暮らし続けるために

# 介護保険 ガイドブック

(令和7年度版)



丹波篠山市

相談窓口

制度・しくみ

利用の流れ

利用のしかた

サービスの紹介

その他の取組

費用の負担

事業所一覧

兵庫医科大学は、丹波篠山地域において病院、老人保健施設、居宅サービスセンターによる、切れ目のない医療・介護を実践します。



ささやま医療センター  
→適切な医療の提供を行う丹波地域の  
基幹病院



ささやま老人保健施設  
→保健・医療・福祉にわたる総  
合的ケアを提供し、心身とも  
に豊かな生活を支援



リハビリテーションセンター  
→病院と老人保健施設の受け皿として  
充実した機能訓練を提供



ささやま居宅サービスセンター  
→住み慣れた地域で安心して在  
宅医療が行えるよう、看護と介  
護が一体となって寄り添った  
サービスを提供

兵庫医科大学  
ささやま医療センター (079-552-1181)  
〒669-2321 兵庫県丹波篠山市黒岡 5 番地

ささやま老人保健施設 (079-552-6840)  
〒669-2321 兵庫県丹波篠山市黒岡 36 番地

ささやま居宅サービスセンター  
(居宅: 079-552-3519 看護: 079-555-6155 介護: 079-555-6166)  
〒669-2321 兵庫県丹波篠山市黒岡 1047 番地 -1



兵庫医科大学  
ささやま医療センター

介護保険の申請やサービスの利用等について、わからないことやご相談があるときはお問い合わせください。また、介護サービスへの苦情などのご相談もできます。

### 丹波篠山市役所 長寿福祉課

住所：丹波篠山市北新町41番地（丹波篠山市役所第2庁舎1階）

●介護保険係 電話：079-552-6928

要介護認定申請、介護サービス、介護保険料に関することなど

●高齢支援係 電話：079-552-5346

高齢者福祉全般、もの忘れ相談に関することなど

●ふくし総合相談窓口 電話：079-552-5346

どこに相談したらよいか分からないといった福祉に関すること

### 丹波篠山市役所 健康課

住所：丹波篠山市網掛301番地（丹南健康福祉センター）

電話：079-594-1117

健康づくり、一般介護予防事業、「地区いきいき塾」、「いきいき倶楽部」に関することなど

### 丹波篠山市地域包括支援センター

●東部地域包括支援センター 担当：篠山・城東・多紀地区

住所：丹波篠山市日置385番地1（城東公民館内）

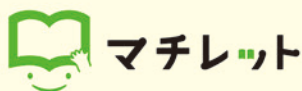
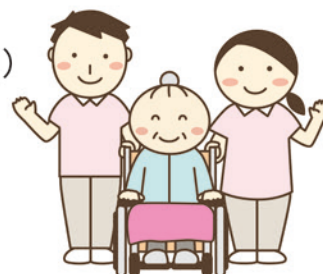
電話：079-556-2340

●西部地域包括支援センター 担当：西紀・丹南・今田地区

住所：丹波篠山市網掛301番地（丹南健康福祉センター内）

電話：079-594-3776

高齢者に関する様々な悩み事や相談、要支援認定者のケアプラン作成など



マチレットは、自治体から市民へ専門性が高い情報をよりわかりやすく確実に伝える、地域に寄り添う「マチのブックレット」です。

令和7年4月発行

発行：丹波篠山市 保健福祉部

編集・デザイン：株式会社ジチタイアド

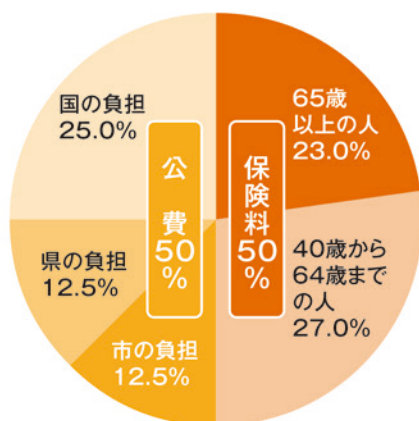
※コンテンツの一部は、厚生労働省ホームページ(<https://www.mhlw.go.jp/>)の情報をもとに株式会社ジチタイアドが作成したものです

※当冊子は、関係機関からの広告掲載料により、作成しています。

※当冊子の著作権を侵害する行為（SNSやHPへの無断転載、デザインや文言の流用、複製物の商用利用等）は法律で禁じられています。

介護保険制度は、介護が必要な方やその家族が抱えている介護に対する不安や負担をみんなで支え合う制度です。そして、だれもが高齢になって介護が必要になっても、介護サービスを利用することで、住み慣れた地域で安心して暮らせるように支援するためのしくみです。

### 第9期介護保険の財源の内訳



介護保険は、丹波篠山市が保険者として運営しています。介護保険の財源は、公費と40歳以上の方が被保険者として納める「介護保険料」です。40歳から64歳までの方は、加入している医療保険の保険料と合わせて納めます。65歳以上の方の介護保険料は、市が介護サービス費用をまかなえるよう算出した「基準額」をもとに決まり、年金からの天引き(特別徴収)や納付書または口座振替(普通徴収)で納めます。

丹波篠山市の第1号被保険者(65歳以上の人)の保険料基準額 **月額6,400円**

前年の所得等に応じて、15段階で介護保険料を賦課し、徴収します。

## 介護保険証と介護保険負担割合証

### ■ 介護保険の保険証(被保険者証)

介護保険のサービスを利用するときなどに必要となります。

- ◆ 65歳以上の方には、65歳になる月に、全員に交付します。
- ◆ 40歳から64歳の方には、要介護認定を受けられた時に交付します。

#### 【保険証が必要なとき】

- 要介護認定を申請(更新・区分変更)するとき
  - ケアプランを作成するとき
  - 介護保険サービスを利用するとき など
- ※入院された場合も病院に提示ください。

介護保険被保険者証	
番号	
住所	
フリガナ	
氏名	
生年月日	
交付年月日	年 月 日
保険者番号並びに保険者の名称及び印	2 8 2 2 1 0 丹波篠山市

### ■ 介護保険負担割合証

要介護認定を受けた方、介護予防・生活支援サービス事業対象者の方には、自己負担割合(1割~3割)を示す「介護保険負担割合証」を交付します。

#### 【負担割合証が必要なとき】

介護保険サービスを利用するとき  
【有効期限】

1年間(8月1日~翌年7月31日)

負担割合(1割~3割)が記載されています。

介護保険負担割合証	
交付年月日	年 月 日
番号	
住所	
フリガナ	
氏名	
生年月日	
利用者負担の割合	適用期間
割	開始年月日 年 月 日 終了年月日 年 月 日
保険者番号並びに保険者の名称及び印	2 8 2 2 1 0 丹波篠山市

## 介護保険制度の対象者 ※年齢によって2つに分かれます。

### 65歳以上の方(第1号被保険者)



#### 【介護保険を利用できる方】

「要介護認定」(介護や支援が必要という認定)を受けた方。  
※交通事故など第三者行為により介護が必要になった方は届出が必要。

#### 【保険料の納め方】

年金を年間18万円以上受給されている方は原則年金からの特別徴収で納めます。(年6回、年金月に天引きされます。)これ以外の方は、納付書や口座振替(普通徴収)で7月から年9回、毎月納めます。

### 40歳～64歳の方(第2号被保険者)



#### 【介護保険を利用できる方】

公的医療保険の加入者で、介護保険の対象となる病気(特定疾病)が原因で「要介護認定」を受けた方。

#### 【保険料の納め方】

加入している医療保険(国民健康保険や職場の健康保険など)に基づき決められており、医療保険の保険料とあわせて納めます。

### ※特定疾病は次の16種類です。

- ◆がん(医師が一般的に認められている医学的知見に基づき、回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る。)
- ◆かんせつ関節リウマチ
- ◆こつせつ とちな こつそしょうしょう骨折を伴う骨粗鬆症
- ◆せきちゆうかんきょうさくしょう脊柱管狭窄症
- ◆のうけつかんしつかん脳血管疾患
- ◆そうろうしょう早老症
- ◆しやうろうき にんちしょう初老期における認知症
- ◆へいそくせいどうみやくこうしょう閉塞性動脈硬化症
- ◆た けいどういしゆくしょう多系統萎縮症
- ◆まんせいへいそくせいはいしつかん慢性閉塞性肺疾患
- ◆きんいしゆくせいそくさくこうしょう筋萎縮性側索硬化症
- ◆せきずいしょうのうへんせいしょう脊髄小脳変性症
- ◆こうじゅうじんたいこうしょう後縦靭帯骨化症
- ◆しんこうせいかくじょうせい ま ひ進行性核上性麻痺、だいのう ひ しつ き ていかくへんせいしょう大脳皮質基底核変性症およびパーキンソン病【パーキンソン病関連疾患】
- ◆とうりょうびょうせいしんけいしょうがい糖尿病性神経障害、とうりょうびょうせいじんしょう糖尿病性腎症およびとうりょうびょうせいもうまくしょう糖尿病性網膜症
- ◆りょうそく しつかんせつ両側の膝関節またはこかんせつ いちじる股関節に著しい変形を伴うへんけい とちな変形性関節症

## 介護保険料を納めないでいると

介護サービスを利用したときの利用者負担は、通常は所得に応じてかかった費用の1割から3割です。しかし、介護保険料を納めないでいると保険料の滞納期間、欠損(時効により納めるべき期間が消滅しているとき)により、実際にサービスを利用する際に、次のような措置をとることになります。

- <例>
- サービスを利用した時の利用者負担が所得に関わらず、3割になる。
  - 介護施設に入所したときの部屋代や食費の補助が受けられない。
  - 介護サービスの利用が高額になっても高額介護サービス費が適用されない。

※やむを得ない理由で保険料が納められないときには、早めにご相談ください。

減免や猶予を受けられる場合があります。

## 介護サービスの利用は、まず相談から

介護サービスを利用するには、要介護(要支援)認定を受ける必要があります。まずはご相談ください。

介護サービスを利用するまでの流れは以下のようになります。

※通常、要介護(要支援)申請から、認定結果が出るまで約30日かかります。

介護サービスの利用を急がれる場合などは、ご相談ください。

### ① 相談窓口

市役所介護保険係・お住まいの地域を担当する  
地域包括支援センター

※入院中の方は病院の地域連携室等の相談員に相談することもできます。

※新規申請の場合は必ず要介護(要支援)認定申請をしていただきます。

### ② 要介護(要支援) 認定申請

介護サービスを利用されるときは、必ず申請を行います。

#### <申請時に必要なもの>

- ①65歳以上の方
  - ・申請書
  - ・介護保険被保険者証
- ②40歳から64歳の方
  - ・申請書
  - ・加入している健康保険が確認できるもの(マイナ保険証、資格確認書)

申請書は、市役所・地域包括支援センターにあります。あわせて、訪問調査に関する質問票と主治医(かかりつけ医)に意見をもらうための予診票も提出していただきます。

### ③ 訪問調査

調査員が自宅などを訪問して、利用される方の心身の状況を確認し、ご家族等から日頃の様子を聞き取り調査します。約1時間で、全国共通の調査項目(74項目)を調査し、コンピュータで一次判定をします。

#### <調査項目例>

- |        |         |
|--------|---------|
| ・麻痺の有無 | ・食事摂取   |
| ・寝返り   | ・排尿     |
| ・歩行    | ・意思の伝達  |
| ・座位の保持 | ・衣服の着脱  |
| ・片足立位  | ・短期記憶   |
| ・視力    | ・薬の内服   |
| ・移動    | ・買い物 など |

### ④ 主治医の意見書

介護サービスを必要とする原因の病気等について、意見書を作成されます。  
※意見書は市から依頼をします。3か月以内に診察を受けていることが必要です。



# 認定結果の有効期間と更新等の手続き

認定の有効期間は、介護保険被保険者証に記入したとおりです。申請(新規・更新・区分変更)によって認定期間は6か月から48か月までで、状態に応じて介護認定審査会で決定します。新規で申請された方の認定の効力発生日は、認定申請日になります。

引き続き認定が必要なときは、有効期間が切れるまでに、更新手続きが必要です。有効期間満了日の60日前から、更新申請を受付します。

また、有効期間中に状態が変わり、必要な介護サービスが増えるときなどは、認定区分の変更申請をその都度することもできます。

要支援認定の方については、担当の地域包括支援センターにご相談ください。

元気の秘訣は、  
“集って! 動いて! 楽しんで!”



利用の流れ

## 基本チェックリストによる判定

25項目について聞き取りを行い、介護サービスが必要な状態かどうかを確認します。

## ⑤ 認定審査会

市が任命した医師や福祉関係の専門家が訪問調査結果と主治医意見書から総合的に審査し、要介護状態区分が決まります。(二次判定)

### <要介護度の決まり方>

要介護度は、病状の重度、軽度ではなく、介護にかかる時間から判定します。

## ⑥ 認定結果通知

要介護度の結果通知と介護保険被保険者証を簡易書留で郵送します。

### <必ず確認してください>

- ・介護保険被保険者証  
要介護度と認定の有効期間
- ・介護保険負担割合証  
介護サービスを利用したときの利用者の負担割合

## 自立(非該当)

支援や介護サービスまでは必要とは認められない。ただし、今後に備えて一次介護予防事業を利用しましょう。  
※まちづくり地区単位の「地区いきいき塾」、自治会単位での「いきいき倶楽部」の利用が出来ます。

## 事業対象者

## 要支援1・2

自分でできることも多くありますが、社会的に支援が必要な状態です。通所型サービス(デイサービス)や訪問型サービス(ホームヘルプ)のみの利用でいいときは、市の行う介護予防日常生活支援事業を利用しましょう。これ以外に日常生活に支援が必要なときは介護保険の介護予防サービスを利用し、生活機能の維持を目指しましょう。

## 要介護1~5

日常生活を送るうえで介護を必要とする状態です。生活を維持・改善するために適切な介護サービスを利用しましょう。

**利用するサービスを選択します**  
(ただし、施設サービスは、要介護の方のみが利用できます。)

### 在宅サービスを利用

#### ケアマネジャーを決めましょう

要支援1・2および事業対象者、自立(非該当)の方は、お住まいの地域を担当する地域包括支援センター(P1参照)に連絡します。

要介護1~5の方は、居宅介護支援事業所(P19参照)の中から選択し、事業所に連絡します。

**<ケアマネジャーが決まったときは市役所に届けます>**

#### ■要支援1・2の方

「介護予防サービス計画・介護予防ケアマネジメント依頼届出書」

#### ■要介護1~5の方

「居宅サービス計画作成依頼届出書」

### 施設サービスを利用

#### 介護保険施設と契約します

要介護の方で、施設サービスを希望されるときは、直接施設へ連絡し、契約します。

※特別養護老人ホームは、原則**要介護3以上**の方しか申込できません。

介護保険施設のケアマネジャーが作成したケアプランに基づいてサービスの利用を開始します。



### 利用するときは、ケアマネジャーにケアプランを作成してもらいます

ケアマネジャーとは、居宅介護支援事業所や介護施設、地域包括支援センターに所属する介護支援専門員のことです。

いつ、どのようなサービスを利用しながら、どのように暮らしたいのか、利用者本人及び家族の希望を取り入れ、それぞれに適したケアプランを作成してくれます。介護サービス提供事業所との調整も行ってくれます。介護について相談に乗ってくれる強い味方です。



介護サービス提供事業所と契約し、ケアプランに基づいて介護サービスの利用を開始します。  
※要介護の方の場合、ケアマネジャーは原則1か月に1度(要支援の方の場合は3か月に1度)、利用者の状況を確認するために自宅等を訪問します。

## 介護サービスを利用したときの利用者の負担

所得に応じて、かかる費用の1~3割を負担します。

要介護認定区分によって、介護保険で給付される額の上限が決まっていますので、それを超えて利用したときは、超えた分が全額自己負担となります。

また、介護施設に出かけて行って利用するサービスや泊まりのサービス、施設に入居・入所するサービスの中には介護保険の対象外となるものもあります。

### ●出かけて行って利用するサービス

通所介護(デイサービス)・通所リハビリテーション(デイケア)など

利用者  
負担



食費



日常  
生活費



### ●泊まりのあるサービス・入居して利用するサービス

小規模多機能型居宅介護・認知症対応型共同生活介護(グループホーム)など

利用者  
負担



食費



部屋代  
(滞在費)



日常生活費  
(散髪代など)

### ●入所して利用するサービス・施設サービス

特別養護老人ホームや介護老人保健施設などが対象です。施設サービス費用の一部と食費、部屋代(一部光熱水費が必要なときがあります)、日常生活費が自己負担になります。

## 地域包括支援センターの役割

社会福祉士、主任介護支援専門員(主任ケアマネジャー)、保健師がおり、高齢の方の生活を支援しています。



### ●総合相談支援

高齢の方から生活全般の悩みや介護についての相談を受け、解決に向けたアドバイス等を行います。

### ●権利擁護支援

高齢の方への虐待の早期発見と防止のための地域支援体制づくり、消費者被害防止のための情報提供、成年後見制度の利用促進等を行います。

### ●包括的・継続的ケアマネジメント支援

適切なサービスが提供されるようにケアマネジャーの指導や支援を行い、高齢の方が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう地域の方々や関係者とも協力できる体制づくりをします。

### ●介護予防ケアマネジメント

要支援に認定された方のケアプランを作成します。また事業対象者や生活機能が低下している方の総合事業の利用を支援します。

## 1. 在宅サービス

介護サービス・介護予防サービスには、自宅を訪問してもらって受けるサービスと施設に出かけて行って受けるサービスなどがあります。サービスを組み合わせて利用することもできます。サービスを利用したときは、費用の一部を所得に応じて1割から3割、自己負担します。(負担割合は、「介護保険負担割合証」に示されています。P2、P17参照)

## 自宅を訪問してもらって受けるサービス

■ **要介護1~5の人** ※要支援の方へのサービスは、P16の訪問型サービスをご覧ください。

## 訪問介護(ホームヘルプ)

ホームヘルパーに身体介護や生活援助を受けます。通院を目的とした乗降介助も利用できます。

**身体介護** ○食事、入浴、排せつのお世話  
○着替え、服薬介助 など

**生活援助** ○部屋の掃除、洗濯、買い物  
○調理、薬の受け取り など

■ **自己負担(1割)のめやす** ※早朝や夜間の加算あり

身体介護中心	30分以上1時間未満	387円
生活援助中心	20分以上45分未満	179円
通院時乗降介助(1回)		97円

**これらは介護保険の対象外です!**

○本人以外のための家事  
○ペットの世話、草むしり  
など

■ **要支援1・2の人** ■ **要介護1~5の人**

## (介護予防)訪問入浴

浴槽を持ち込んで、自宅で入浴介助を受けます。介護予防サービスは、浴室がないなど特別な場合に限って利用できます。

■ **自己負担(1割)のめやす**

要支援1・2(1回)	856円
要介護1~5(1回)	1,266円



## (介護予防)訪問リハビリテーション

外出が困難な利用者に対し、医師の指示に基づいて自宅でリハビリの専門家からリハビリテーションを受けます。

■ **自己負担(1割)のめやす**

要支援1・2	1回(1単位20分)	298円
要介護1~5	1回(1単位20分)	308円



## 自宅を訪問してもらって受けるサービス

■ 要支援1・2の人 ■ 要介護1～5の人

### (介護予防)訪問看護

医師の指示を受け、看護師などから点滴の管理など療養上の看護を受けます。

■自己負担(1割)のめやす ※時間や内容で加算あり

訪問看護ステーションから	30分未満の場合	471円
病院または診療所から	30分未満の場合	399円



### (介護予防)居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などから薬の飲み方、お口のケア、食事など療養上の指導を受けます。

■自己負担(1割)のめやす(1回あたり)

医師が行うとき(月2回まで)	515円	歯科医師が行うとき(月2回まで)	517円
医療機関の薬剤師が行うとき(月2回まで)	566円	薬局の薬剤師が行うとき(月4回まで)	518円
管理栄養士等が行うとき(月2回まで)	545円	歯科衛生士等が行うとき(月4回まで)	362円

## 施設に出かけて行って受けるサービス

■ 要介護1～5の人 ※要支援の方へのサービスは、P16の通所型サービスをご覧ください。

### 通所介護(デイサービス)

日帰りで日常生活上の支援や食事や入浴などの生活行為向上のための支援を受けます。

■自己負担(1割)のめやす(1日あたり)

通常規模の事業所の場合 (7時間から8時間未満の利用) ※送迎を含みます。 ※利用する内容により加算あり。 ※食費や日常生活費は自費です。	要介護1	658円
	要介護2	777円
	要介護3	900円
	要介護4	1,023円
	要介護5	1,148円



■ 要支援1・2の人 ■ 要介護1～5の人

### (介護予防)通所リハビリテーション(デイケア)

介護老人保健施設や医療機関などで、日帰りでリハビリの専門家からその方の生活の目標にそったリハビリテーションを受けます。

■自己負担(1割)のめやす(1日あたり)

通常規模の事業所の場合 (7時間から8時間未満の利用) ※送迎を含みます。 ※利用する内容により加算あり。 ※食費や日常生活費は自費です。	要介護1	762円
	要介護2	903円
	要介護3	1,046円
	要介護4	1,215円
	要介護5	1,379円

※要支援の方は月単位での計算になります。加算についても月単位で計算されます。

要支援1	2,268円
要支援2	4,228円

## 短期間介護施設に入所するサービス

■ 要支援1・2の人 ■ 要介護1～5の人

### (介護予防)短期入所生活介護 (ショートステイ)

介護老人保健施設などに短期間入所して、食事、入浴、排せつなど日常生活上の支援や機能訓練を受けます。

■自己負担(1割)のめやす  
(1日あたり:併設型の施設の場合)

	従来型 個室	多床室	ユニット型 個室の多床室
要支援1	451円	451円	529円
要支援2	561円	561円	656円
要介護1	603円	603円	704円
要介護2	672円	672円	772円
要介護3	745円	745円	847円
要介護4	815円	815円	918円
要介護5	884円	884円	987円

### (介護予防)短期入所療養介護 (医療型ショートステイ)

介護老人保健施設などに短期間入所して、医療のケアや介護、機能訓練などを受けます。

■自己負担(1割)のめやす  
(1日あたり:介護老人保健施設[基本型]の場合)

	従来型 個室	多床室	ユニット型 個室の多床室
要支援1	579円	613円	624円
要支援2	726円	774円	789円
要介護1	753円	830円	836円
要介護2	801円	880円	883円
要介護3	864円	944円	948円
要介護4	918円	997円	1,003円
要介護5	971円	1,052円	1,056円

※費用は施設の種類によって異なります。部屋代・食費・日常生活費は自己負担になります。(所得等に応じて助成制度があります。)

※30日を超え、連続しての利用はできません。

#### 居室の違い

- 従来型個室・・・病院の個室のイメージ
- 多床室・・・病院の大部屋のイメージ、定員が2人以上
- ユニット型個室の多床室・・・共同のリビングがあり、10部屋程度の個室が周りを囲むように配置されたもの。



## 介護保険の指定を受けた有料老人ホーム等で受ける介護サービス

■ 要支援1・2の人 ■ 要介護1～5の人

### (介護予防) 特定施設入居者生活介護

有料老人ホームなどに入居している高齢の方が日常生活上の支援や介護を入居している施設で受けます。

※費用は施設の種類やサービスにより異なります。

※受けた介護サービスに係る費用ですので、契約している施設の入居費や食費、日常生活費は自己負担になります。

■自己負担(1割)のめやす(1日あたり)

	包括型 (一般型)
要支援1	183円
要支援2	313円
要介護1	542円
要介護2	609円
要介護3	679円
要介護4	744円
要介護5	813円

## 2. 施設サービス

介護保険施設に入所してサービスを受けます。どのような介護が必要かによって入所施設を選択して、施設に直接申し込みます。費用ほか、詳細は各施設にご確認ください。要支援の方は利用できません。

### 施設に入所する

#### ■ 生活全般に介護が必要な方

##### 介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)

常に介護が必要で、自宅での介護が難しい方が対象です。入所して食事・入浴などに日常生活の介護や療養上のお世話を受け、生活の場となります。

※原則、新規に入所できるのは要介護3以上の方です。

#### ■ リハビリ中心の介護が必要な方

##### 介護老人保健施設 (老人保健施設)

病状が安定しており、医学的な管理のもとでリハビリテーションを中心とした介護を受けます。在宅等への復帰を目的とした施設です。

#### ■ 長期の療養が必要な方

##### 介護医療院

長期にわたり療養が必要な方に、医療と介護の両方のサービスを提供し、生活の場となる施設です。



#### ■ 施設サービスを利用したときに必要な費用

・施設サービス費用の利用者負担分(1割~3割)・居住費(部屋代)・食費・日常生活費などが必要です。

#### <1日あたりの基準費用(居住費・食費)>

施設の種類の	居住費				食費
	従来型個室	多床室	ユニット型個室	ユニット型個室の多床室	
介護老人福祉施設	1,231円	915円	2,066円	1,728円	1,445円
介護老人保健施設ほか	1,728円	437円	2,066円	1,728円	

※施設サービス費用は、要介護度や施設、部屋の種類により異なります。 ※居住費・食費も施設により異なります。

#### ■ 居住費・食費の負担軽減制度について

申請により認められると、所得に応じて自己負担が軽くなる制度(負担限度額)があります。一定の上限を設けており、それ以上かかる場合には、「特定入所者介護サービス費」として介護保険から、給付します。

※通所介護(デイサービス)、通所リハビリテーション(デイケア)、有料老人ホーム、グループホーム、小規模多機能型居宅介護を利用した際の居住費・食費については、軽減の対象になりません。

#### <申請の要件>

①所得要件:世帯全員(世帯が別の配偶者は含む)が市民税非課税であること。

②資産要件:預貯金、現金、有価証券等の合計が以下のとおりであること。

【第1段階】単身で1,000万円、夫婦で2,000万円 【第2段階】単身で650万円、夫婦で1,650万円

【第3段階①】単身で550万円、夫婦で1,550万円 【第3段階②】単身で500万円、夫婦で1,500万円

区分	居住費				食費 ()内はショートステイ利用時
	従来型個室	多床室	ユニット型個室	ユニット型個室の多床室	
【第1段階】生活保護受給者の方 または高齢福祉年金受給者の方	550円 *380円	0円	880円	550円	300円
【第2段階】前年度年金収入額、 その他所得金額が80万円以下の方	550円 *480円	430円	880円	550円	390円 (600円)
【第3段階①】前年度年金収入額、その他 所得金額が80万円超120万円以下の方	1,370円 *880円	430円	1,370円	1,370円	650円 (1,000円)
【第3段階②】前年度年金収入額、 その他所得金額が120万円超の方	1,370円 *880円	430円	1,370円	1,370円	1,360円 (1,300円)

※\*は特別養護老人ホームと短期入所生活介護利用時の金額です。

※本人年金収入額には、非課税年金(遺族年金・障害年金)を含みます。

※令和7年8月に収入の基準額が改定される予定です。

### 3. 地域密着型サービス

市が指定等行い、高齢の方が住み慣れた地域で安心安全な暮らしをしていただくためのサービス、地域の介護拠点です。市内に住所がある方のみが利用できます。

#### 住み慣れた地域での生活を支援する

■ 要支援1・2の人 ■ 要介護1～5の人

##### (介護予防) 小規模多機能型居宅介護

通いと訪問と泊まりを組み合わせた柔軟なサービスが受けられます。

■自己負担(1割)の  
めやす(1か月あたり)

要支援1	3,450円	※食費、宿泊費、日常生活費は自己負担です。 ※利用料は、1か月単位で計算されます。
要支援2	6,972円	
要介護1	10,458円	
要介護2	15,370円	
要介護3	22,359円	
要介護4	24,677円	
要介護5	27,209円	

■ 要介護1～5の人

##### 看護小規模多機能型居宅介護 (複合型サービス)

小規模多機能型居宅介護のサービスに加えて、看護師による介護、訪問看護が受けられます。

■自己負担(1割)の  
めやす(1か月あたり)

要介護1	12,447円	※食費、宿泊費、日常生活費は自己負担です。 ※利用料は、1か月単位で計算されます。
要介護2	17,415円	
要介護3	24,481円	
要介護4	27,766円	
要介護5	31,408円	

※要支援の方は利用できません。

■ 要支援2の人 ■ 要介護1～5の人

##### (介護予防)認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)

認知症と診断された方が、少人数(9人まで)で共同生活をしながら、食事・入浴などの介護を受けます。

※食費、宿泊費、日常生活費は自己負担です。

※要支援1の方は利用できません。

■自己負担(1割)の  
めやす(1日あたり)

要支援2	761円
要介護1	765円
要介護2	801円
要介護3	824円
要介護4	841円
要介護5	859円

■ 要支援1・2の人 ■ 要介護1～5の人

##### (介護予防) 認知症対応型通所介護

認知症と診断された方が、通うデイサービスです。専門的なケアを受けることができます。

※食費、日常生活費は自己負担です。

■自己負担(1割)のめやす  
(7時間から8時間未満利用のとき)

要支援1	861円
要支援2	961円
要介護1	994円
要介護2	1,102円
要介護3	1,210円
要介護4	1,319円
要介護5	1,427円

## 住み慣れた地域での生活を支援する

### ■ 要介護1～5の人

#### 地域密着型通所介護

定員が18人以下の小規模のデイサービスです。食事・入浴・機能訓練などの介護を出かけて行って受けます。

※送迎があります。

※食費、日常生活費は自己負担です。

■自己負担(1割)のめやす  
(7時間から8時間未満利用のとき)

要介護1	753円
要介護2	890円
要介護3	1,032円
要介護4	1,172円
要介護5	1,312円



#### 定期巡回・ 随時対応型訪問介護看護

介護スタッフだけでなく看護師と連携して介護と医療の両面から必要なケアを必要なタイミングで受けることができます。24時間365日対応してもらえるサービスです。

※利用料は、1か月単位で計算されます。

■自己負担(1割)のめやす  
(1か月あたり)  
(介護と看護一体型の事業所のとき)

	介護のみ 利用	介護と看護を 利用
要介護1	5,446円	7,946円
要介護2	9,720円	12,413円
要介護3	16,140円	18,948円
要介護4	20,417円	23,358円
要介護5	24,692円	28,298円



## 4. その他のサービス

自宅でも安全に、自立した生活を送るためには、生活環境を整えることも大切です。介護保険を利用して、福祉用具の貸与や購入、小規模な住宅改修をすることができます。いずれも事前に担当のケアマネジャーに相談してから利用します。

### 生活環境を整えるサービス

■ 要支援1・2の人 ■ 要介護1～5の人

#### (介護予防)福祉用具貸与

次の13種類の福祉用具を借りることができます。

- ◆印の福祉用具は、原則として要支援1・2、要介護1の方は利用できません。
- ★印の福祉用具は、原則として要介護4・5の方しか利用できません。



- |                       |                  |
|-----------------------|------------------|
| ◆①車いす                 | ⑧スロープ(工事を伴わないもの) |
| ◆②車いす付属品(電動補助装置など)    | ⑨歩行器             |
| ◆③特殊寝台                | ⑩歩行補助づえ          |
| ◆④特殊寝台付属品(サイドレールなど)   | ◆⑪認知症老人徘徊感知機器    |
| ◆⑤床ずれ防止用具             | ◆⑫移動用リフト(つり具除く)  |
| ◆⑥体位変換器(起き上がり補助装置を含む) | ★⑬自動排せつ処理装置      |
| ⑦手すり(工事を伴わないもの)       | ※⑧⑨⑩は貸与か販売の選択制   |

#### 貸与か販売の選択制の対象福祉用具

利用者は、レンタルか購入かを選ぶことができます。

- 固定用スロープ ●歩行器(歩行車除く) ●単点杖(松葉杖・T字杖除く) ●多点杖

■ 要支援1・2の人 ■ 要介護1～5の人

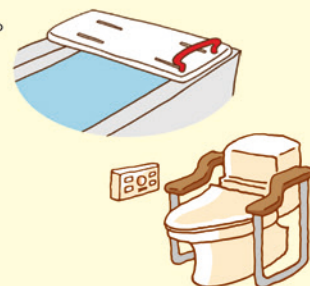
#### (介護予防)特定福祉用具購入

「福祉用具販売業者に対する指定制度」により指定を受けている業者から購入したもののみが支給の対象となります。

入浴や排せつなどに利用する福祉用具で、貸与になじまないものは購入費を支給します。支給額は、購入費(上限年度あたり10万円)の7割～9割です。必ず事前に担当のケアマネジャーに相談してください。購入費の1割から3割が自己負担になりますが、いったん全額を支払い、領収書やパンフレットの写しをつけて申請することで、残りの7割から9割があとから支給されます。

次の5種類の福祉用具購入について支給対象になります。

- 腰掛便座(便座の底上げ資材含む)
- 自動排せつ処理装置の交換部品
- 入浴補助用具(入浴用いす、浴槽用手すりなど)
- 簡易浴槽 ●移動用リフトのつり具部分
- 排泄予測支援機器



## 生活環境を整えるサービス ※事前の申請が必要です。

自宅でより安全に生活が送れるように、小規模の住宅改修に対し、工事費を支給します。支給額は、対象工事(上限額20万円)の7割～9割です。対象工事が20万円に達するまで何回でも利用できます。

■ 要支援1・2の人 ■ 要介護1～5の人

### (介護予防) 居宅介護住宅改修



介護保険の対象となる工事の例

- 手すりの取り付け
- 段差の解消
- 滑りの防止や移動の円滑化のための床材または通路の材料変更
- 引き戸などへの扉の取り替え
- 和式から洋式便器などへの取り替え
- 各工事に付帯して必要な工事(補強材取り付けなど)

### 〈手続きの流れ〉



## 6

## 地域支援事業(その他の取組)

丹波篠山市では、介護保険法に基づき、地域支援事業の中で高齢者支援のための取り組みを行っています。介護や医療が必要な状態になることを防ぐこと(介護予防)と要介護状態になった場合でも住み慣れた地域で可能な限り暮らしていけるように、公的な福祉サービスだけでなく地域の方や民間事業所等が協働して支え合っていくこと(地域包括ケアシステム)を目的として事業を実施しています。介護保険料は、この地域支援事業にも活かされています。

## ■介護予防・日常生活支援総合事業(以下、「総合事業」)

総合事業は、介護予防・生活支援サービス事業と一般介護予防事業の2つからなっています。

### 介護予防・日常生活支援サービス事業

<対象者>

- ◆要支援1・2の認定を受けた方
- ◆基本チェックリストに該当された方

#### ●訪問型サービス

介護サービス事業者等から掃除・洗濯・調理などの生活援助等を週1回程度受けることができます。

#### ●通所型サービス

デイサービスに週1回程度通って機能訓練などを受けます。ミニデイサービスもあります。

※利用については、**地域包括支援センター**にご相談ください。

### 一般介護予防事業

<対象者>

- ◆高齢の方およびその支援のための活動に関わる方

元気回復教室の「地区いきいき塾」や、住民主体の介護予防活動「いきいき倶楽部」の立ち上げを実施しています。他にも「低栄養予防」や「口腔機能向上」等の出前講座も行っています。「集って!動いて!楽しんで!!」を合い言葉に地域ぐるみで介護予防に取り組めるよう支援していきます。(1ページ参照)

## ■高齢の方の暮らしを支える事業

### ①総合相談事業

・「ふくし総合相談窓口」

介護、障がい、子育て、生活困窮といった属性や年齢、内容に関わらず、福祉全般についての相談を受け止める窓口です。(1ページ参照)

・「地域包括支援センター」

高齢の方に関する身近な相談窓口です。西部と東部の2か所があります。(1ページ参照)

### ②権利擁護事業

高齢の方への虐待や消費者被害を未然に防ぐ支援や適切な対応、認知症や障がいのある方の権利を守る成年後見制度の普及を行っています。

・「高齢者・障がい者権利擁護サポートセンター」(丹南健康福祉センター内)

高齢の方や障がいのある方の権利を守るための相談窓口です。

### ③認知症対策事業

・「認知症サポーター養成講座」の開催、「認知症カフェ」や介護者への支援、「ささやま認知症支援チーム(認知症初期集中支援チーム)」による早期の対応を行っています。

・認知症のある方の見守り体制として、「認知症高齢者等見守り・SOSネットワーク」、「GPS利用初期費用一部助成」、「認知症高齢者等個人賠償責任保険」などの事業も実施しています。

### ④在宅医療・介護連携推進事業

「篠山つながり手帳」の活用や「多職種連携会議」を通じて、医療及び介護関係者が連携し情報を共有しています。また、人生の最期まで本人が尊厳ある暮らしを送れるように、人生会議や「わたしの大事をつなぐノート(エンディングノート)」の活用を進めています。

### ⑤その他

高齢の方が住み慣れた地域で暮らしていけるよう「地域ケア会議」を開催するほか、生活支援コーディネーターを丹波篠山市社会福祉協議会に配置して、社会資源の発掘や地域ニーズの把握などを行っています。

介 介護保険  
障 障がい者総合支援法

# 人にやさしいさかいの家は、在宅介護も応援しています



介 障

## ほっと介護・さかい

訪問介護事業所

笑顔満開でお待ちしております。  
訪問介護・居宅介護のことなど  
お気軽にご相談ください。

障

## それいゆ 地域支援相談室

障がい者・児の利用計画  
経験豊富な相談支援員が  
ご相談に応じます。

介 障

## (株) 酒井工務店

設計・建築・施工・リフォーム

介護保険利用の住宅改修  
介護保険福祉用具貸与・販売  
家のことなら  
何でもご相談ください。

介

## それいゆ 居宅介護支援事業所

介護保険対応のケアプラン

ベテランから若手まで  
5人のケアマネジャーが  
在宅介護を支援いたします。

障

## 単独型短期入所 一休さん

くつろげる空間と、  
自立へつなげられる場所と  
なることを目指します。

障

## アトリエ はあもにい

生活介護・就労継続B型

就労の機会と生産活動を通じて、  
次のステップを目指します。

障

## からだと心の よりどころ室 いっぽ

個々に合った支援  
「できた!」を伸ばします。

「介護相談」無料で行います。気軽にお電話・来所ください。

株式会社酒井工務店  
ほっと介護・さかい  
それいゆ居宅介護支援事業所

TEL.079-552-0710  
介護優先 552-3073

〒669-2355 兵庫県丹波篠山市大野281番地  
FAX.079-552-2864  
<https://sakai-koka.com>

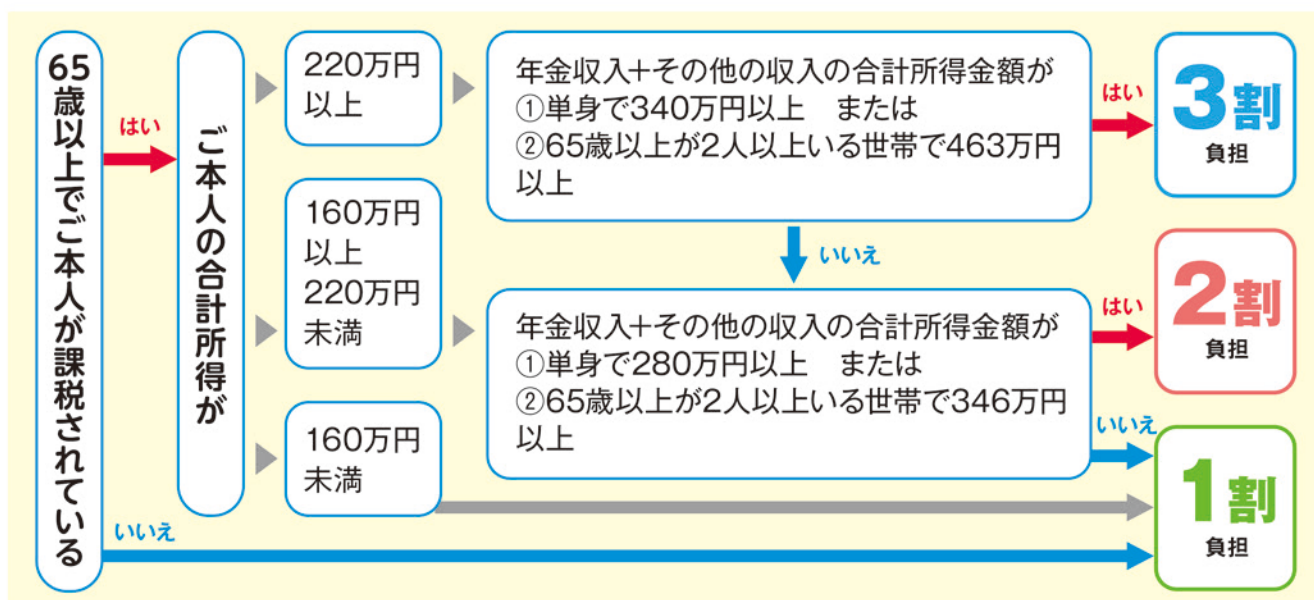
ホームページ



## 介護保険サービスを利用したときの利用者負担判定基準

介護サービスを利用したとき、原則費用の1割から3割を利用者が負担し、残りは、介護保険から給付されます。

利用者負担の判定基準は、次の通りです。



※費用の負担割合を記載した「介護保険負担割合証」を交付しています。

## 介護(介護予防)サービスの支給限度額

要介護度に応じて介護保険から給付されるサービス費用のひと月あたりの上限額が決まっています。右図の支給限度額(介護保険で給付される支給限度額+利用者負担)を超えて利用した場合は全て自己負担になります。



※ただし、ケアマネジャーのケアプラン作成や相談業務に係る費用については全額介護保険で負担しますので利用負担はありません。



要介護状態区分	1か月の支給限度額
要支援1	50,320円
要支援2	105,310円
要介護1	167,650円
要介護2	197,050円
要介護3	270,480円
要介護4	309,380円
要介護5	362,170円

## 1か月の自己負担が高額になったとき

同じ月内に利用した介護サービスの利用者の負担(1割～3割)が高額になり、一定額を超えたときは、超えた分を「**高額介護サービス費**」として後から支給します。同じ世帯で他にも介護サービスを利用されている方があれば世帯合計で計算します。該当する方には、通知を送付しますので、申請書を提出してください。ただし介護保険給付以外の費用(例:部屋代・食事代など日常生活費)と福祉用具購入、住宅改修の負担分は、対象となりません。

※令和7年8月に収入の基準額が改定される予定です。

### <自己負担の上限額(1か月あたり)>

対象者	自己負担の上限額(世帯合計)
課税所得 690万円(年収約1,160万円)以上の65歳以上の方がいる世帯の方	<b>140,100円</b> (世帯)
課税所得380万円(年収約770万円)～課税所得690万円(年収約1,160万円)未満の65歳以上の方がいる世帯の方	<b>93,000円</b> (世帯)
市民税課税の方がいる世帯で上記のいずれにも該当しない方	<b>44,400円</b> (世帯)
世帯の全員が市民税非課税の方	<b>24,600円</b> (世帯)
前年の公的年金等収入金額+その他の合計所得金額の合計が80万円以下の方等	<b>24,600円</b> (世帯) <b>15,000円</b> (個人)
生活保護を受給している方等	<b>15,000円</b> (世帯)

### <施設サービスを利用されている方へ>

市では、高額介護サービス費を施設へ直接給付し、施設への毎月の支払額が自己負担の上限額となるよう受領委任払制度を実施しています。詳しくは、利用されている施設へおたずねください。

## 介護保険と医療保険の自己負担が高額になったとき

介護保険と医療保険の両方の自己負担の1年間の合計額が高額になったときは、合算して決められた上限額を超えた分を「**高額医療合算介護サービス費**」として後から支給します。該当する方には医療保険の担当課から通知がされます。申請は、医療保険の窓口で行います。

### <自己負担の上限額(8月1日～翌年7月31日の1年間の合計)>

#### ■70歳未満を含む世帯

前年度の年間所得 (総所得-基礎控除額)	自己負担 上限額
901万円超	<b>212万円</b>
600万円超901万円以下	<b>141万円</b>
210万円超600万円以下	<b>67万円</b>
210万円以下	<b>60万円</b>
市民税非課税世帯	<b>34万円</b>

#### ■70歳以上の世帯

課税所得額	自己負担上限額
課税所得690万円以上	<b>212万円</b>
課税所得380万円以上690万円未満	<b>141万円</b>
課税所得145万円以上380万円未満	<b>67万円</b>
課税所得145万円未満・年間所得210万円以下	<b>56万円</b>
市民税非課税世帯	<b>31万円</b>
高齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税の方・所得が一定以下	<b>19万円</b>

※同じ世帯で同じ医療保険に加入されている方があれば、合算して計算します。

※介護保険給付以外の費用(例:部屋代・食事代など日常生活費)と福祉用具購入、住宅改修の自己負担分は、対象となりません。

令和7年2月1日

サービス名	事業所名	住所	電話番号
居宅介護支援 (※介護予防支援を 指定する事業所)	丹波ささやま農業協同組合ケアステーション 居宅介護支援事業所	東新町214-6	079-554-1200
	(医)大澤会居宅介護支援事業所篠山こもれび	般若寺732	079-554-3956
	兵庫医科大学ささやま居宅介護支援事業所※	黒岡36	079-552-3519
	それいゆ居宅介護支援事業所※	大野281	079-552-0710
	介護老人福祉施設やまゆりの里 居宅介護支援事業所	福住657-2	079-557-1158
	山鳥病院居宅介護支援事業所※	福住399	079-557-0051
	丹波篠山市社会福祉協議会居宅介護支援事業所※	網掛301	079-590-1227
	居宅介護支援事業所咲楽荘	東吹1021	079-590-2130
	優ケアマネ事務所※	宇土358-1	079-594-2291
	特別養護老人ホームやすらぎ園 居宅介護支援事業所	味間奥833-3	079-594-3333
	特別養護老人ホーム和寿園 居宅介護支援事業所※	高屋19-2	079-593-1396
	居宅介護支援事業所あん※	今田町下立杭601-5	079-506-7007
居宅介護支援事業所 篠山すみれ園	今田町釜屋35	079-590-3111	
介護予防支援 (ケアプラン作成・ 要支援のみ)	丹波篠山市東部地域包括支援センター	日置385-1	079-556-2340
	丹波篠山市西部地域包括支援センター	網掛301	079-594-3776
小規模多機能型 居宅介護	小規模多機能ホームのぞみ	乾新町63-1	079-554-1101
	小規模多機能型居宅介護事業所 百寿の郷	井ノ上167-1	079-554-1101
	小規模多機能ホームすみよし	住吉台105	079-594-5001
	小規模多機能型居宅介護センター やすらぎ古市館	波賀野新田139-5	079-550-9039
	小規模多機能型居宅介護事業所 和楽の郷	本郷108-2	079-592-0822
看護小規模多機能型 居宅介護	看護小規模多機能型居宅介護事業所 ひまわり	東吹980-1	079-556-7530
訪問介護 (ホームヘルプ)	丹波ささやま農業協同組合ケアステーション	東新町214-6	079-554-1200
	ほっと介護・さかい	大野281	079-552-0710
	医療法人社団栖田内科訪問介護事業所 あおやまの郷	東岡屋680 篠山コーポB棟306号	079-552-6550
	兵庫医科大学ささやま訪問介護事業所 「デカンショ」	黒岡1047-1	079-555-6166
	丹波篠山市社会福祉協議会訪問介護事業所	網掛301	079-590-1880
	福祉サービス事務所とんとん	東古佐211-5	079-594-3131

◆丹波篠山市介護サービス事業者協会に加入の事業所です。



サービス名	事業所名	住所	電話番号
訪問介護 (ホームヘルプ)	丹波の郷訪問介護事業所	味間南575-1	079-594-4644
	和寿園訪問介護事業所	高屋24	079-593-0069
訪問入浴介護	ケアサービスゆーぶる	三田市高次1丁目11-5 フレイヴァーパーク102	079-553-5905
訪問看護	兵庫医科大学ささやま訪問看護ステーション「デカンショ」	黒岡1047-1	079-555-6155
	山鳥病院	福住399	079-557-0005
	訪問看護ステーションのどか	東吹980-1	079-556-7570
	NPO法人訪問看護ステーション コスモス	大沢1丁目7-2 エレガンスビル2F	079-590-1335
	優訪問看護ステーション丹波篠山	宇土358-1	079-594-2291
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	兵庫医科大学ささやま定期巡回・随時対応型 訪問介護看護「デカンショ」	黒岡1047-1	079-555-6166
訪問 リハビリテーション	兵庫医科大学ささやま医療センター	黒岡5	079-552-7381
	介護老人保健施設咲楽荘	東吹976-1	079-590-2121
通所リハビリテーション (デイケア)	兵庫医科大学ささやま老人保健施設	黒岡36	079-552-6840
	介護老人保健施設咲楽荘	東吹976-1	079-590-2121
通所介護 (デイサービス)	JA丹波ささやま通所介護施設ほほえみ	東新町214-6	079-554-2515
	(医)大澤会デイサービス篠山こもれび	般若寺732	079-554-3933
	デイ・サービスセンターさくらんぼ	井ノ上167-3	079-555-2211
	篠山東デイサービスセンター	小田中172-1	079-558-0080
	篠山ケアセンター	宇土358-1	079-590-1600
	篠山ケアセンターサテライト優	宇土342	079-590-1808
	丹波篠山市西紀デイサービスセンター	宮田216	079-593-0896
	和寿園デイサービスセンター	高屋19-2	079-593-1396
	デイサービス立杭	今田町下立杭601-5	079-506-7007
地域密着型通所介護 (小規模デイサービス)	篠山心く機能訓練センター	黒岡316-10	079-556-8573
	やまびこ庵	福住371	079-506-1004
	やすらぎ園デイサービスセンター	味間奥833-3	079-594-3333
	デイサービスセンター花みずき	真南条下1176	079-550-8855
	デイサービスセンターまごころ	垣屋244	079-550-6633
	今田デイサービスセンター	今田町今田新田 19-1	079-597-3221
認知症対応型 通所介護 (認知症デイサービス)	デイサービスしゃくなげ	川北1174-2	079-593-1780
	篠山すみれ園デイサービスセンター	今田町釜屋35	079-590-3111
短期入所生活介護 (ショートステイ)	介護老人福祉施設やまゆりの里	福住657-2	079-557-1158
	特別養護老人ホームやすらぎ園	味間奥833-3	079-594-3333
	特別養護老人ホーム和寿園	高屋19-2	079-593-1396
	特別養護老人ホーム篠山すみれ園	今田町釜屋35	079-590-3111

◆丹波篠山市介護サービス事業者協議会に加入の事業所です。



サービス名	事業所名	住所	電話番号
短期入所療養介護 (ショートステイ)	兵庫医科大学ささやま老人保健施設	黒岡36	079-552-6840
	介護老人保健施設咲楽荘	東吹976-1	079-590-2121
認知症対応型共同 生活介護 (グループホーム)	認知症対応型共同生活介護事業所 グループホーム篠山	西新町115-2	079-506-4226
	グループホームのぞみ	乾新町63-1	079-554-3370
	認知症対応型共同生活介護事業所 グループホーム福の郷	井ノ上167-1	079-555-2053
	認知症対応型共同生活介護事業所 グループホーム篠山東	小田中172-1	079-558-0622
	グループホームゆとりの家	住吉台56-3	079-594-4341
	グループホームすみよし	住吉台105	079-594-5001
	グループホームしゃくなげ	川北1174	079-593-0056
	認知症対応型共同生活介護事業所 グループホーム幸の郷	本郷108-2	079-590-7355
	認知症対応型共同生活介護事業所 グループホーム今田	今田町今田新田 19-1	079-597-3505
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	介護老人福祉施設やまゆりの里	福住657-2	079-557-1158
	特別養護老人ホームやすらぎ園	味間奥833-3	079-594-3333
	特別養護老人ホーム和寿園	高屋19-2	079-593-1396
	特別養護老人ホーム篠山すみれ園	今田町釜屋35	079-590-3111
介護医療院	介護医療院 ふきの郷	東吹1015番1	079-594-1616
介護老人保健施設 (老人保健施設)	兵庫医科大学ささやま老人保健施設	黒岡36	079-552-6840
	介護老人保健施設咲楽荘	東吹976-1	079-590-2121
特定施設入居者 生活介護	和寿園特定施設入居者生活介護事業所	高屋24	079-593-0069
	篠山ふく健康支援	乾新町70-2	079-550-9090
福祉用具貸与	(株)酒井工務店	大野281	079-552-0710
	(有)日昇堂ホームケア	乾新町26	079-552-0855
	(株)吹	杉33-7	079-594-2770
	(株)たんぼぼ	丹波市柏原町柏原 1405	0795-72-2455
	八千代ケアサポート(株)	丹波市柏原町柏原 1393-2	0795-72-3888
	(株)石坪柏原営業所	丹波市柏原町小南 47-1	0795-72-2080
	コスモライフ北兵庫	丹波市柏原町南多田 472-1	0795-70-2662
	イン・ザ・ルーム三田店	三田市天神1丁目 2-12	079-556-7008

◆丹波篠山市介護サービス事業者協議会に加入の事業所です。

**有限会社日昇堂ホームケア**では  
 「安心とゆとりの在宅介護」をモットーとし、  
 地域密着型をめざし年中無休で頑張っております。

## 福祉用具 レンタル・販売

腰掛便座・特殊尿器・入浴補助具・移動用  
 リフトのつり具部分他、トイレ用品や肌着、  
 食器具など介護用品全般を扱っております。  
 利用者に安全に使用していただくために、  
 返却された用具は洗浄消毒はもとより、  
 整備不良のないよう厳しい点検・  
 整備を行っています。



## 医療機材 販売

医療機関に医療機器の販売やリー  
 ス及びレンタルをしております。  
 ストマ装具やカテーテルなど、  
 一部販売もしています。

## 住宅改修

様々な利用状況をトータルに考え  
 最善の改修をご提供いたします。  
 介護保険外での改修(ユニットバ  
 ス、トイレ、エレベーター等)も  
 行っています。

お問い合わせは

**有限会社 日昇堂ホームケア** TEL: 079-552-0855  
 FAX: 079-552-8088

〒669-2335 兵庫県丹波篠山市乾新町26番地 <http://www.nissyoudou-homecare.com/index.html>

営業時間：AM9:00～PM19:00 **年中無休**

# こんなお悩みありませんか？

- ✓ よく、つまづくようになった
- ✓ 医者から運動を勧められている
- ✓ 歩けなくなる不安がある
- ✓ 自宅での生活が不安になってきた



相談無料

日帰りも、泊りも可能な施設があります

## 通所介護

三田/丹波篠山/丹波

### 半日機能訓練特化型

寝たきり予防を目的とした基礎的な運動中心の施設です



## 入居(丹波)

介護度に関係なく入居可能  
介護費用は一定  
24時間途切れのない介護  
37床 + お泊まりデイ + ショート

電話 0795-71-9012



## 入居(丹波篠山)

介護度に関係なく入居可能  
介護費用は一定  
24時間途切れのない介護  
23床 + ショート

電話 079-550-9090



## ふく機能訓練センター 三田・丹波篠山・丹波

〒669-2321 兵庫県丹波篠山市黒岡316-10



機能訓練株式会社



<http://news10.biz>



三田 079-550-9062

篠山 079-556-8573

丹波 0795-71-9013